

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療保険の資格管理事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、後期高齢者医療保険の資格管理事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療保険の資格管理事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

## 評価実施機関名

高知県南国市長

## 公表日

令和6年12月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険の資格管理事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者(75歳以上及び65歳以上74歳以下で一定の障害のある者)の資格・負担区分等の異動を管理し、資格確認書の引渡し等を行う。</p> <p>特定個人情報は以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害認定に関する申請の受理に係る事務</li><li>・資格取得(年齢到達、転入、適用除外不該当等)に関する異動に係る事務</li><li>・資格喪失(死亡、転出、適用除外該当等)に関する異動に係る事務</li><li>・世帯・所得変更等による負担区分の異動に係る事務</li><li>・基準収入額適用申請に係る事務</li><li>・資格確認書の引渡し、再交付申請、返還等に係る事務</li></ul>
③システムの名称	住民基本台帳システム 後期高齢者医療システム 広域連合電算処理システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条25号</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大塙甲2301番地 南国市役所 長寿支援課 TEL 088-880-6556

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	〒783-8501 高知県南国市大塙甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551
-----	---

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報または氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。 人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務担当間で共有する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・これらを取り扱うUSBメモリや特定個人情報を含む書類は施錠できるキャビネットへの保管を徹底している。

## 9. 監査

実施の有無

[ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 特に力を入れて行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記載している。また、システムの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、入力者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 原 康司	②所属長 課長 島本 佳枝	事後	人事異動後
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成26年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成26年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 島本 佳枝	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策		(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7項別表第一の80・81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8項別表第一の80・81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条	番号法第9条第1項、別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8項別表第一の80・81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項  【情報照会の根拠】 番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条25号	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者(75歳以上及び65歳以上74歳以下で一定の障害のある者)の資格・負担区分等の異動を管理し、被保険者証の引渡し等を行う。  特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ・障害認定に関する申請の受理に係る事務 ・資格取得(年齢到達、転入、適用除外不該当等)に関する異動に係る事務 ・資格喪失(死亡、転出、適用除外該当等)に関する異動に係る事務 ・世帯・所得変更等による負担区分の異動に係る事務 ・基準収入額適用申請に係る事務 ・被保険者証の引渡し、再交付申請、返還等に係る事務	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者(75歳以上及び65歳以上74歳以下で一定の障害のある者)の資格・負担区分等の異動を管理し、資格確認書の引渡し等を行う。  特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ・障害認定に関する申請の受理に係る事務 ・資格取得(年齢到達、転入、適用除外不該当等)に関する異動に係る事務 ・資格喪失(死亡、転出、適用除外該当等)に関する異動に係る事務 ・世帯・所得変更等による負担区分の異動に係る事務 ・基準収入額適用申請に係る事務 ・資格確認書の引渡し、再交付申請、返還等に係る事務	事後	後期高齢者医療制度における資格確認書等の運用について (令和6年12月2日から交付開始)
令和6年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規)	事後	新規項目追加
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規)	事後	新規項目追加